

農林業振興対策補助金の要件変更のお知らせ

和気町では、農業用施設を導入する方への助成制度がありますが、令和4年度から要件が変更になります。

【変更点】

補助限度額 100 万円（年度毎）

↓

補助限度額 100 万円（過去に本事業を活用した場合は、取得資材の耐用年数が経過するまで再申請不可）

これまでに補助事業を活用された方で、再度の申請をしようと考えられている方は、令和3年度中に申請をお願いします。

○事業の内容

・施設園芸事業

150 m²以上の園芸施設（農業用ハウス等）を導入する場合の生産用施設の材料費

・奨励作物作付け資材助成事業

町の奨励作物（夏秋ナスの筑陽、黄ニラ、リンドウ）を、500 m²以上作付けする場合の生産用施設の材料費

○補助率

材料費の1 / 2以内

○補助限度額

100 万円

事業の活用を希望される方や、詳細について知りたい方は、産業振興課までお問い合わせください。

問い合わせ先

本庁舎 産業振興課 ☎（93）1126